広島県における林地開発許可申請の手引き

令和6年12月

広島県農林水産局森林保全課

## 林地開発許可申請にあたっての留意事項

※この手引は、標準的な事項について示したものです。 ※申請に際しては、県及び市町の担当窓口と十分調整してください。

#### 【林地開発許可制度の趣旨】

森林は、水源の涵養、災害の防止、環境の保全といった公益的機能を有しており、国民生活の 安定と地域社会の健全な発展に寄与しています。また、開発によりこれらの森林の機能が失われ てしまった場合には、これを回復することは非常に困難なものとなります。

従って、森林において開発行為を行うに当たっては、森林の有する役割を阻害しないよう適正に 行うことが必要であり、なおかつ、それが開発行為を行う者の権利に内在する当然の責務でもあり ます。

林地開発許可制度は、このような観点から、これらの森林の土地について、その適正な利用を確保することを目的とし、森林を一定規模以上開発する場合は、森林法に基づき広島県知事または権限移譲先の市町長の許可を受ける必要があります。

#### 【許可制の対象となる森林】

○対象となる森林の定義(森林法第10条の2 第1項)

## 地域森林計画 対象民有林 (5条森林)

森林法第5条において規定される地域森林計画の対象となる民有林であり、森林のほとんどが対象となります。ただし、保安林や保安施設地区および海岸保全区域内の森林は対象外です。

- ※ 民有林とは、国が所有する国有林以外の森林で、県有林なども 含まれます。
- ※ 地域森林計画とは、都道府県知事が流域ごとに森林資源の管理、森林の整備などを定めた長期計画のことです。
- ○地域森林計画の対象民有林の確認に関する問い合わせ先 広島県庁 農林水産局 林業課 森林企画グループ (直通 082-513-3683)

#### 【許可制の対象となる開発行為】

許可制の対象となる開発行為は、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する 行為であって、次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ次の規模を超えるものです。(森林法施行 令第2条の3)

ア 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為

当該行為に係る土地の面積 1 ヘクタールで、かつ、道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として 必要な拡幅部分を除く。)の幅員 3 メートル

- イ 太陽光発電設備の設置を目的とする行為 当該行為に係る土地の面積 0.5 ヘクタール
- ウ 前に掲げる行為以外の行為 当該行為に係る土地の面積1~クタール

※イについては令和5年4月1日から。

#### 【許可基準】

広島県知事または市町長(権限移譲先)は、許可の申請があった場合において、次のいずれに も該当しないと認めるときは、<u>これを許可しなければならない</u>とされています。(森林法第 10 条の 2 第2項)

- ア 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する<u>災害の防止の機能</u>からみて、当該開発 行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるお それがあること(災害の防止)
- イ 当該開発行為をする森林の現に有する<u>水害の防止の機能</u>からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること(水害の防止)
- ウ 当該開発行為をする森林の現に有する<u>水源の涵養の機能</u>からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること(水の確保)
- エ 当該開発行為をする森林の現に有する<u>環境の保全の機能</u>からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること(環境の保全)

なお具体的な審査基準は、森林法施行規則及び国通知等をもとに「広島県森林法に関する審査基準、標準処理期間及び不利益処分基準(開発行為の許可、保安林等における制限関係)(令和5年4月1日一部改正)」に定めています。このうち技術的な事項の審査は、開発事業全般を通じて必要な事項を網羅した全県に共通する指導基準として策定している「広島県開発事業に関する技術的指導基準」により行っています。

#### 【林地開発許可の事務及び窓口】

林地開発許可の事務については<u>別図1</u>のとおり。県及び権限移譲先市町の窓口は<u>別表1</u>参照。

※許可に際し、関係市町長の意見聴取が必要となります。(森林法第10条の2第6項)

※開発行為に係る森林面積が 10ha 以上場合は森林審議会への諮問が必要となり、その意見を聴いた後に許可の手続きが進められます。(森林法第 10 条の 2 第 6 項)

#### 【残置森林等の考え方】

開発区域の周辺に林帯を設ける必要があります。具体的な基準等については別表2参照。

#### 【審査の標準処理期間】

「広島県森林法に関する審査基準、標準処理期間及び不利益処分基準(開発行為の許可、 保安林等における制限関係)」(令和5年4月1日一部改正)(県の権限の場合)に基づき、林地開発 に係る審査基準及び標準処理期間が定められています。(別表3参照)

#### 【提出部数】 別表4参照

#### 【他の法令等の申請等】

事業を実施するにあたり、他の法令等による許可・認可・承認その他の手続きを必要とする場合には、併せてその申請手続きを速やかに実施してください。(森林法施行規則第4条第5号)

#### 【林地開発許可申請に必要な書類及び編さん】

「広島県森林法に関する審査基準、標準処理期間及び不利益処分基準(開発行為の許可、保安林等における制限関係)(令和5年4月1日一部改正)」により必要な提出書類等が定められています。(別表5参照)。

#### 【許可後の必要な手続きについて】

森林法施行細則により必要な様式が定められています。(別表6参照)。

#### 【関係書類のダウンロード先】

この手引きの関係書類は、広島県ウェブサイト内の森林保全課「林地開発許可制度について」 ページ下部の「ダウンロード」から入手・確認できます。

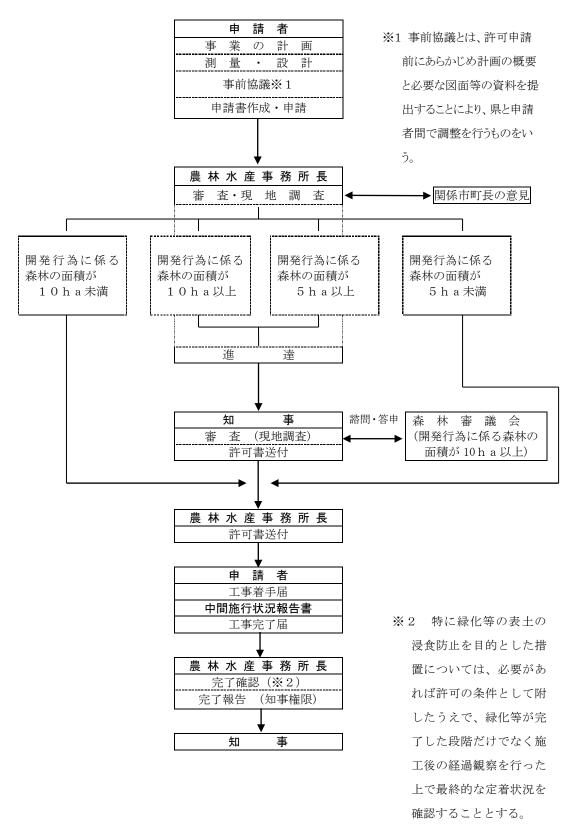
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/87/rinpatu.html

#### 【連絡調整制度について】

国又は地方公共団体が行う場合、及び森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で、省令で定めるものの施行として行う場合は、許可制の適用を受けませんが、開発行為の着手前(他の法令の許可等の申請と同時)に、広島県知事または権限移譲先の市町長に対し連絡調整(協議)が必要です(森林法第10条の2第1項第1号及び第3号、同施行規則第5条関係)。その場合、事務処理や必要書類は許可制に準じます。

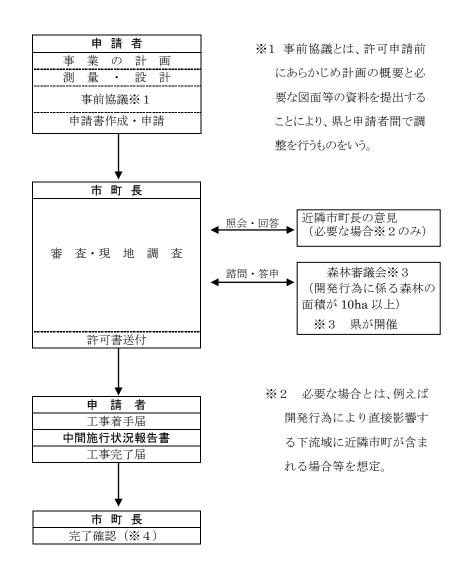
## 別図1〔権限区分:県〕

## 林地開発許可事務処理フロー



## 別図1 [権限区分:市・町]

#### 林地開発許可事務処理フロー



※4 特に緑化等の表土の浸食防止を目的とした措置については、必要があれば許可の条件として附した うえで、緑化等が完了した段階だけでなく施工後の経過観察を行った上で最終的な定着状況を確認する こととする。

# 別表1 権限移譲した市町を含む管轄区域と担当窓口(令和6年4月現在)

管	轄区域		担当窓	П
県事務所	市町名	部署名	電話番号	住所
	広島市	広島市 経済観光局農林水産 部 農林整備課 森林係	【直通】 (082)504-2249	〒730-8586 広島市中区国泰寺町1丁目6番34号
	大竹市			
	安芸高田市			
	府中町	広島県 西部農林水産事務所	【直通】	〒730-8511
	海田町	林務第一課 森林管理係	(082) 513-5456	広島市中区基町10-52
	熊野町			
	坂町			
	廿日市市	廿日市市 産業部 農林水産課	【直通】 (0829)30-9148	〒738-8501 廿日市市下平良1丁目11-1
<b>亚</b> 坎//	安芸太田町	安芸太田町 産業観光課	【直通】 (0826)28-1973	〒731-3810 山県郡安芸太田町大字戸河内784-1
西部	北広島町	北広島町 農林課	【直通】 050-5812-1857	〒731-1595 山県郡北広島町有田1234
	呉市	呉市 産業部農林水産課 農林保全グループ	【直通】 (0823)25-3338	〒737-8501 呉市中央4丁目1-6
	江田島市	江田島市 産業部 農林水産課 施設係	【直通】 (0823)43-1642	〒737-2297 江田島市大柿町大原505
	東広島市	東広島市 建設部 建設管理課 審査指導係	【直通】 (082)420-0961	〒739-8601 東広島市西条栄町8-29
	竹原市	広島県 西部農林水産事務所 東広島農林事業所 林務課 自然保護係	【代表】 (082)422-6911 【内線】 2582~2584	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10
	大崎上島町	大崎上島町 建設課 土木耕地係	【直通】 (0846)65-3124	〒725-3231 豊田郡大崎上島町東野6625-1
	福山市	福山市 建設局 土木部 農林整備課 盛土対策担当	【直通】 (084)928-1035	〒720-8501 福山市東桜町3-5
	府中市	府中市 経済観光部 農林課 農林整備係	【直通】 (0847)43-7132	〒726-8601 府中市府川町315
東部	神石高原町	神石高原町 産業課 振興係	【直通】 (0847)89-3337	〒720-1522 神石郡神石高原町小畠1701
	三原市	三原市 経済部 農林整備課 技術管理係	【直通】 (0848)67-6185	〒723-8601 三原市港町3丁目5-1
	尾道市	尾道市 建設部 土木課 農林土木係	【直通】 (0848)38-9494	〒722-8501 尾道市久保1丁目15-1
	世羅町	世羅町 産業振興課 農林整備係	【直通】 (0847)22-5304	〒722-1192 世羅郡世羅町西上原123-1
北部	三次市	三次市 産業振興部 農政課 農村整備係	【直通】 (0824)62-6167	〒728-8501 三次市十日市中2丁目8-1
시다티)	庄原市	庄原市 環境建設部 建設課 管理係	【直通】 (0824)73-1150	〒727-8501 庄原市中本町1丁目10-1

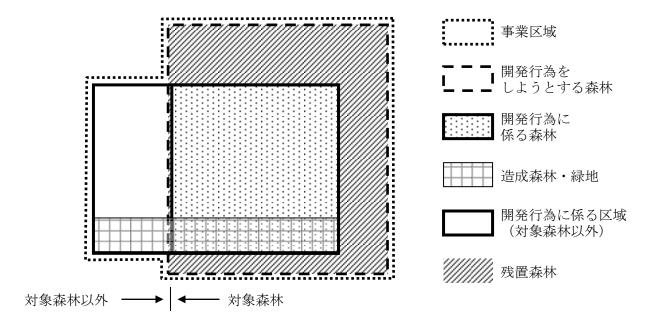
# 別表 2 森林又は緑地の割合及び配置の基準

開発行為の 目的	事業区域内において残置 し又は造成する森林又は 緑地の割合	森 林 の 配 置 等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60 パーセント以上とする。	<ul><li>1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。</li><li>2 1区画の面積はおおむね1000平方メートル以上とし、建物敷等の面積はおおむね30パーセント以下とする。</li></ul>
スキー場の 造成	残置森林率はおおむね60パーセント以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 滑走コースの幅はおおむね50メートル以下とし、複数の滑走コースと並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね100メートル以上の残置森林を配置する。 3 滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は1箇所当たりおおむね5へクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね 50 パーセント(残置森林率 はおおむね 40 パーセン ト)以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林 (残置森林は原則としておおむね20メートル以上)を配置する。 2 ホール間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林(残置森林 はおおむね20メートル以上)を配置する。
宿泊施設、 レジャー施 設の設置	森林率はおおむね 50 パーセント (残置森林率 はおおむね 40 パーセン ト)以上とする。	1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 2 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 3 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
工場、事業場の設置	森林率はおおむね 25 パーセント以上とする。	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね 20 パーセント以上。(緑地を 含む。)	1 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 2 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		1 原則として周辺部に幅おおむね30メートル以上の残置森林又は造成森林 を配置する。 2 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は 可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。
太陽光発電施設の設置	森林率はおおむね 25 パーセント (残置森林率 はおおむね 15 パーセン ト)以上とする。	1 原則として周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20 ヘクタール以上の場合は原則として周辺部におおむね幅30 メートル以上の残置森林又は造成森林(おおむね30 メートル以上の幅のうち一部又は全部は残置森林)を配置することとする。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 2 開発行為に係る1か所当たりの面積はおおむね20 ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30 メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

(注)

- 1 「事業区域」とは、開発行為をしようとする土地の区域(開発区域)のことをいう。
- 2 「<u>開発行為をしようとする森林</u>」とは、開発行為に係る森林及び残置する森林(事業区域に 含まれる森林)のことをいう。
- 3 「開発行為に係る森林」とは、土地の形質の変更等(開発行為)を行う森林のことをいう。
- 4 「残置森林」とは、土地の形質の変更等を行わないで保全される森林のことをいう。
- 5 「<u>造成森林・緑地</u>」とは、土地の形質の変更等を行った後に新たに造成される森林又は緑地 のことをいう。

#### ≪事業区域の区分イメージ図≫



- 6 「<u>残置森林率</u>」とは、残置森林のうち若齢林(15年生以下の森林)を除いた面積の事業区 域内の森林の面積に対する割合のことをいう。
- 7 「<u>森林率</u>」とは、残置森林及び造成森林(植栽により造成する森林であって、硬岩切土面等 の確実な成林が見込まれない箇所を除く)の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合の ことをいう。
- 8 「緑地」には、公園、緑地、広場、隣接間緑地、コモンガーデン、緑地帯、緑道、法面緑地 等を含めることとして差し支えない。
- 9 「造成森林」については、必要に応じ植物の成育に適するように表土の復元、客土等の措置 を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高1メートル以上の高木性樹木を、次表を 標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあって は、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

	植栽本数(1ヘクタール当たり)
1メートル	2,000 本
2メートル	1,500本
3メートル	1,000 本

別表 3 標準処理期間(県の権限の場合。市町権限の場合は市町担当課にお問い合わせく ださい)

処 分 名	処分庁	経由機関 処理期間	処 分 庁 処理期間	協議機関 処理期間	標 準 処理期間
	知 事 (10ha以上)	15日	60日	75日	150日
法第10条の2第1項の規定 による開発行為の許可	知 事 (10ha未満)	15日	60日	15日	90日
	農林水産事務所長		55日	15日	70日

(引用) 広島県森林法に関する審査基準、標準処理期間及び不利益処分基準

(開発行為の許可、保安林等における制限関係)

(平成18年3月20日制定、令和5年4月1日一部改正)

- (注) 1 処分庁が知事(10ha 以上)の場合の「協議機関処理期間」とは、市町長及び森林審議会への意見聴取の期間をいう。
  - 2 処分庁が知事 (10ha 未満) 及び農林水産事務所長の場合の「協議機関処理期間」とは、市町長への意見聴取の期間をいう。

# 別表4 林地開発許可申請書の提出部数(県の権限の場合。市町権限の場合は市町担当課にお問い合わせください)

処分庁	区分基準	申請部数
知事	開発行為に係る森林面積が5 <u>ha</u> 以上の林地開発許可申請(変更申 請を含む。)	3部 (正、副2部)
農林水産事務所長	開発行為に係る森林面積が1ha (太陽光発電施設の設置について は0.5ha)を超え5ha未満の林地開 発許可申請(変更申請を含む。)	2部 (正、副)

# 別表5 林地開発許可申請に必要な書類及び編さんのチェックリスト (別紙様式については森林保全課ホームページよりダウンロード可能な電子ファイルを参照)

	区 分	有無	摘    要
	目 次		
1	申請書(様式)(協議書)		
2	誓 約 書		別紙 1
3	現 況 写 真		全景1葉を原則とする。
4	森林の地番等一覧表		別紙 2
5	その他土地の地番等一覧表		別紙3(該当が無ければ省略可)
6	事業計画書		別紙 4
	 転用面積の限度性		目的実現のため必要最小限度であることについて記
			載。
			別紙 5 根拠資料については次のとおり
			(1)資金計画書(計画書に記載する場合は、計画書の
			提出をもって代えることができる)
			(2)資金の調達について証する書類(自己資金により調
	Ve		達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合
	資 金 計 画		は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。)
			(3)納税証明書
			(4)事業経歴書 (5)は L の変え東西式 四書
			(5)法人の登記事項証明書 (6)定款(法人の場合)
			(6)た款(伝入の場合) (7)住民票等(個人の場合)
			(1)建設業法許可書(土木工事業)
			(2)事業経歴書
			(3)預金残高証明書
	防災措置を講ずるために必要		(4)納税証明書
	な能力があることを証する書類		(5)事業実施体制を示す書類(職員数、主な役員・技術
	30 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0		者名等)
			(6)林地開発に係る施工実績を示す書類(監督処分及
			び行政指導があった場合は、その対応状況を含む。)
	事業等に要する経費の内訳等		別紙 6
	工事の工程		別紙 7
	転用後の用途別面積		別紙 8
	土 量 総 括 表		別紙 9
	関係法令の許認可状況		別紙 9 許認可申請書の(写)を含む。
	防災、水源の確保、環境保全		別紙 9
	についての考え方等		/ / / / / J/ / J/ / J/ / J/ / J/ / J/
7	残置森林等緑地の維持管理		別紙 10 又は地方公共団体との保全に関する協定

	区 分	有無	摘    要
8	施行同意書(様式)		別紙 11
	申請森林の所有者等の同意		様式によること。印鑑証明添付。
	中明林州沙州有有寺沙川总		(該当が無ければ省略可)
	その他の土地所有者等の同意		様式によることを原則とするが、関係法令に添付の同
	隣接土地所有者等の同意		意書の写しや任意様式で作成してもよい。(該当が無
	地域住民等受益者の同意		ければ省略可)
9	法人登記簿謄本等		申請者が個人の場合は住民票を添付。
10	土地登記簿謄本等		
11	各種計算書		施設安定計算書は国土交通省タイプの構造物の場合
11	1711年 11 开 官		は、それを示す書類の添付にかえることができる。
12	その他必要書類		

# <添付図面>

	区分	有無	摘    要
	目 次		
			土地利用制限、受益範囲を明示する。
1	位 置 図		開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺5万分の1
			以上の地形図とする
			①開発行為をしようとする森林の区域及び開発行為に
			係る森林の区域、②それらの区域を明示するに必要な
2	区 域 図		範囲内において都道府県界、市町界、市町の区域内
2	丛 域 囚		の町又は字の境界並びに③それらの区域に係る土地
			の地番及び形状を明示した縮尺5千分の1以上の図面
			とする。
3	現況平面図		開発法令の適用範囲を明示する。
J	死 化 十 面 囚		区域図を地形図で表示する場合は省略できる。
			切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位
4	利用計画平面図(兼)		置、法面の位置、施設又は工作物の種類毎の位置及
1	残地森林等緑地配置図		び残置し又は造成する森林又は緑地の区域を示す図
			面
5	計画平面図(兼)		主要施設(よう壁、幹線水路、沈砂池等)について記
]	施設配置図		号、種類、規模、員数等を示す。
6	縦 断 面 図		
7	横断面図		
8	構 造 図		
0	<b>中 相 図</b>		切土、盛土の最大法面部に係る地質又は土質、勾配、
9	正 規 凶		擁壁及び法面保護施設並びに現地盤線を示す。
9	定規図		

	区分	有無	摘    要
10	その他必要な図面		
	集水区域図		集水区分、面積等を示す。
	雨水排水計画平面図		5 図に詳細に示されている場合は省略できる。 計算に用いる検討地点・施設の位置、種類、規模、員
	防災計画平面図		数、計画縦断勾配等を示す。 沈砂池、調整池については、容量を示す。
	流域現況図		流域の地形、土地利用の実態、河川の状況(河川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができない地点の位置等)等を示す
	構造図		8 図で詳細に示されている場合は省略できる。
	運 土 計 画 図		
	丈 量 図		開発行為に係る森林区域 残置森林等緑地区域(残置森林・造成森林・造成緑 地・法面)
	その他		調整池、河川改修等に係る平面図等

# 別表6 林地開発許可後に必要な書類及び編さんのチェックリスト (別紙様式については森林保全課ホームページよりダウンロード可能な電子ファイルを参照)

	区分	有無	摘    要
1	林地開発許可済み標識		森林法施行細則様式第2号(第4条関係)
2	林地開発許可変更申請書		区分3及び4に該当しない変更をしようとする場合は、変更許可申請書を提出すること(森林法施行細則様式第3号:第5条関係)。
3	林地開発許可変更届出書		次に揚げる軽微な変更をしようとする場合は、あらかじめ林地開発許可変更届(森林法施行細則様式第4号:第6条関係)を提出してください。 1 資金計画の変更 2 排水施設のうち、ますの新設又は位置の変更 3 施行工程の変更(防災工事の先行施行に関する変更を除く) 4 開発行為に係る事業の全体計画又は期別計画の変更 5 建築物の形状又は規模の変更 6 その他知事が軽微と認める変更
4	住所等変更届出書		開発許可を受けた者は、住所若しくは氏名(法人の場合は主たる事業所の所在地、名称又は代表者の氏名)に変更があったとき、又は工事施行者の住所若しくは氏名に変更があった時は遅滞なく住所等変更届出書(森林法施行細則様式第5号:第7条関係)を提出してください。
5	工事着手届出書		当該許可に係る開発行為に関する工事に着手 (工事中止後の再開を含む。)するときは、あらか じめ工事着手届出書(森林法施行細則様式第6 号:第8条関係)を提出してください。なお、許可 標識の設置状況の分かる写真を添付してくださ い。
6	工事の中間施工状況報告書		当該工事に着手した日から六月ごとに中間施行 状況報告書(森林法施行細則様式第7号:第9条 関係)により報告してください。
7	工事完了届出書		森林法施行細則様式第8号(第11条関係)
8	工事(中止・廃止)届出書		森林法施行細則様式第9号(第12条関係)
10	開発許可に基づく地位承継届出書		森林法施行細則様式第10号(第13条関係)
11	災害発生状況報告書		森林法施行細則様式第 11 号(第 14 条関係)

# <添付図面>(変更に係るもの)

	区	分	<del>)</del>	有無	摘    要
	E	涉	ζ		
1	位	置	図		土地利用制限、受益範囲を明示する。 開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺 <u>5</u> 万 分の <u>1</u> 以上 の地形図とする

	区分	有無	摘    要
2	区 域 図		①開発行為をしようとする森林の区域及び開発 行為に係る森林の区域、②それらの区域を明示 するに必要な範囲内において都道府県界、市町 村界、市町村の区域内の町又は字の境界並び に③それらの区域に係る土地の地番及び形状を 明示した縮尺5千分の1以上の図面とする。
3	現 況 平 面 図		開発法令の適用範囲を明示する。 区域図を地形図で表示する場合は省略できる。
4	利用計画平面図(兼) 残地森林等緑地配置図		切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域 の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類毎 の位置及び残置し又は造成する森林又は緑地 の区域を示す図面
5	計画平面図(兼) 施設配置図		主要施設(よう壁、幹線水路、沈砂池等)について記号、種類、規模、員数等を示す。
6	縦 断 面 図		
7	横 断 面 図		
8	構 造 図		
9	定規図		切土、盛土の最大法面部に係る地質又は土質、 勾配、擁壁及び法面保護施設並びに現地盤線 を示す。
10	その他必要な図面		
	集 水 区 域 図		集水区分、面積等を示す。
	雨水排水計画平面図  防災計画平面図		5 図に詳細に示されている場合は省略できる。 計算に用いる検討地点・施設の位置、種類、規 模、員数、計画縦断勾配等を示す。 沈砂池、調整池については、容量を示す。
	流域現況図		流域の地形、土地利用の実態、河川の状況(河 川の位置、開発に伴い増加するピーク流量を安 全に流下させることができない地点の位置等)等 を示す
	構 造 図		8 図で詳細に示されている場合は省略できる。
	運 土 計 画 図		
	丈 量 図		開発に係る森林区域 残置森林等緑地区域(残置森林・造成森林・造成緑地・法面)
	その他		調整池、河川改修等に係る平面図等

広島県における林地開発許可申請の手引き

令和6年12月

広島県農林水産局森林保全課

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/87/

問合せ:保安林グループ

電 話:082-513-3706 (ダイヤルイン)